

## 判例紹介(営業補償 Part-1)

今年度の研究テーマに“判例の研究とデータベース化”があります。これまで少しずつ収集してきた事業損失に関連する判例についてご紹介します。今回は、事業損失として扱うべきか否か？時々問題になるテーマである“営業補償”についてご紹介します。

### 【営業補償に関する代表的な判例-1】

和歌山・国道42号拡幅工事に伴う橋梁架換工事に係る損害賠償請求事件

昭和51.11.24 和歌山地裁(判例時報854号)

原告：ショッピングセンター内で営業を営む者5名

被告：国

#### (概要)

和歌山市内の国道42号拡幅工事に伴う名草橋橋梁架替工事を施行するにあたり、旧名草橋を取り壊し、仮橋を設置したが仮橋により片側通行となったうえ、交通渋滞をきたし、歩道部分もほとんど通行不能となったため、仮人道橋を設置するなどの措置が講じられたが不十分なものであり、ショッピングセンターへの来客の減少を余儀なくさせ、営業上、多大の損害を与えたことは、道路の設置保存に瑕疵があるとして、同センター内で営業を営んでいる者が国に対して民法第709条に基づき、工事開始から工事完成後6か月間の利益減収分の損害賠償を求めた。

#### (主文)

請求棄却

#### (理由)

1. 利用者の通行の確保と安全のため、技術的にも、経済的にも相当と認められる措置をとらなければならないが、その措置によっても、なおかつ、利用者に利用上の不便や、不利益を与えることがあったとしても、その期間程度等が社会常識に照らし、止むを得ないと認められる限度内にとどまるかぎり、道路の設置管理者には責任がない。
2. 時期による客足への影響を考慮し、仮取付道路を含む仮橋を設置後に旧橋を取り壊し、要望により仮人道橋を設置、その後の工期の短縮、仮人道橋の段差及び通路のぬかるみの解消等の要望への対応、駐車場の確保、管渠及び街渠工事を3回に分けて行うことにより、ショッピングセンター前全面での工事を回避し、路盤路床工事は休業日に一気に当該工事を完了したこと等、相当の措置を講じた。他方、来客の歩行困難は、道路拡幅予定地が駐車場として使用することができなくなったことに加え、ショッピングセンターの敷地が、狭小なため出入りの車、来客の自転車によって混雑したためと、大きな広告看板などが更に通行を困難にしていたことによるものである。
3. また、工事請負業者は、本件工事の全期間中を通じ、地元の警察署との協議により必要に応じて交通整理員を配置した。

本件工事においては、前記のとおり相当の措置をとっており、工事に伴う不便、不利益も止むを得ない限度を超えていないから、国は責任がない。

### 【まとめ】

良く引用される判例で、これに倣い営業補償については補償すべきでない(当然事業損失として扱うべきでない)とする起業者がほとんどのようです。例えば、東京都下水道局では、①工事の施工自体は適法であることに加え施工に際しては十分な配慮を行っている。②営業利益損失は期待的利益や反射的利益の損失で権利性が極めて弱いこと。③工事住民の要望が強く、公共性や受益性も高い事業であり、住民側にもある程度受忍の義務も認められる事。等の理由を示し営業補償は認められていません。